

道徳的規範性：R. M. ヘアーの選好功利主義と  
B. ウィリアムズの内在主義

柴 崎 文 一

## Moral Normativity: The Preference Utilitarianism of R. M. Hare and the Internalism of B. Williams

SHIBASAKI Fumikazu

Developments in Anglo-American ethics and other fields of philosophy in the 20th century were based on methods of conceptual analysis, strongly influenced by the “linguistic turn.” Among these theoretical approaches to ethics, the work of R. M. Hare is considered by many to be among the most influential. This paper considers the essential features of his thought, and raises some basic questions about his ethics; it also attempts to identify new directions in contemporary ethics after Hare, by investigating disputes between B. Williams and J. H. McDowell and others.

In his earlier ethics Hare advocated “universal prescriptivism,” a method of moral reasoning, and in his later work proposed what he called “preference utilitarianism,” based on a “two-level account of moral thinking.” This two-level account sees moral thinking as consisting of an intuitive level and a critical level. On the intuitive level, we cope with most of the moral questions that we face in our ordinary life. On the critical level, we select the best set of *prima facie* principles for particular situations and/or resolve the moral problems caused by conflicts of principles. Preference utilitarianism is an ethical theory on which critical thinking can be based.

Critical thinking tries to resolve a problem arising from a conflict of moral principles, seeking to identify the most rational action based on the “prescriptivity thesis” and the “universalizability” of moral judgement. Hare said there is a “requirement of neutrality” for critical thinking, that it may not suppose any moral difference between the related preferences to be tested. In other words, Hare’s preference utilitarianism takes a standpoint of “moral neutrality.” But we can often see, in his discussions about concrete moral questions, that he argues from the point of view that is somewhat *substantial*. Unfortunately, however, no explicit justification for introducing such a *substantial morality* can be found in his ethical theory.

Contemporary ethics after Hare seems mainly in pursuing questions about “reasons for acting” and their “ultimate grounds.” Representative thinkers in this area include D. Parfit, J. H. McDowell and C. M. Korsgaard. But it was a 1979 article by Williams called “Internal and External Reasons,” that set this trend in motion. Williams advocated in this article and his subsequent essays what he called “Internalism” in relation to reasons for acting.

The first section of this paper reviews the essential features and fundamental problems of Hare’s ethics, while the second considers ethical discussions after Hare. Particular focus is given to

an investigation of Williams' internal theory and critiques by McDowell and J. E. Hampton. Williams' internal theory seems to give us useful clues for how to explain internal processes that feature in the relation between our actions and their reasons. But as McDowell and Hampton claim, his theory actually depends on various *normative frameworks* of rationality, language and so on. It can be concluded that Internalism does not succeed in making clear the grounds for "normativity." It therefore appears that Internalism cannot provide a clear basis for "substantial morality," the problem which was also left entirely unexplained in Hare's ethics.

## 道徳的規範性：R. M. ヘアーの選好功利主義と B. ウィリアムズの内在主義

柴 崎 文 一

20世紀の英米系倫理学は、哲学の他の諸分野と同様に、「言語論的転回」linguistic turnの影響を強く受け、言語分析の手法を用いた様々な理論を発展させた。R. M. ヘアー (Richard M. Hare) の倫理学は、その中でも特に大きな影響力をもった理論の一つであると言ってよいだろう。本稿は、ヘアー倫理学の基本的な論点と問題点を再確認するとともに、B. ウィリアムズ (Bernard Williams) によって提唱された「行為の理由」に関する内在主義的解釈の理論を検証することによって、ヘアー以降の現代倫理学における根本課題と、その解決に向けた方向性を探ろうとするものである。

ヘアーは、前期の倫理学において「普遍的指図主義」universal prescriptivism と呼ばれる道徳的論証の方法論を提起し、後期の倫理学では、この発展形として、道徳的思考の「二層理論」two-level account of moral thinking を基盤とした「選好功利主義」preference utilitarianism を提唱した。本稿ではまず第1節において、こうしたヘアー倫理学の基本的な論点を検証することにより、彼の倫理学が、「道徳的中立性」の立場を標榜するものでありながら、特に実質的道徳問題に関する論述において、彼自身が支持する「実質的道徳性」に基づいた視点を、全く正当化の手順をへることなく、密かに導入していることを明らかにする。

ヘアーが犯したこのような誤謬は、ヘアー倫理学の根本的な問題点を露呈させるものであると共に、実質的道徳問題の解決には何らかの「実質的道徳性」に基づく視点が必要不可欠であることを示唆している。そしてこの「実質的道徳性」の源泉を探究することこそ、ヘアー以降の現代倫理学における最重要課題の一つに他ならない。

「実質的道徳性」の源泉をめぐる現代の議論は、ウィリアムズに代表される「内在主義 Internalism」と、D. パーフィット (Derek Parfit) らによる「外在主義 Externalism (対象主義 Objectivism)」との間で<sup>1</sup>、「行為の理由」と「規範性」の関係に関する解釈の問題と関連して盛んに展開されている。しかしこのような方向性での議論の発端は、ウィリアムズが彼の論稿「内的理由と外的理由」Internal and External Reasons, 1979において、「行為の理由」に関する強い内在主義的解釈を示したことにある。そこで本稿の第2節では、「実質的道徳性」の源泉をめぐるヘアー以降の倫理学的議論に関する前哨的考察として、ウィリアムズの内在主義的理論を詳細に検討し、「実質的道徳性」の源泉を「内在主義」の立場から提示することの可能性を検証することにしたい。

## 1 一般的道徳観念と実質的道徳性：ヘアーの選好功利主義

ヘアーの二層理論によれば、我々の道徳的思考は、一見して明白な道徳的原理 *prima facie moral principles* に従うことによって、日常的な社会生活で出会う大半の道徳的問題に対処している直観的レベル *intuitive level* と、一見して明白な原理の最良の組み合わせを選択することや、こうした原理が衝突することによって生じる道徳的問題の解決を基本的な課題とする、批判的レベル *critical level* から成り立っているとされる。そして、選好功利主義に基づく道徳的論証の方法論は、批判的レベルの道徳的思考が依拠すべき理論に他ならない。

批判的思考は、基本的には、どのような選好の充足を目指すことが最も合理的であるかという観点からの論証を、指図性テーゼ *prescriptivity thesis* と普遍化可能性テーゼ *universalizability thesis* に従って展開することにより、上記のような課題に対処する (cf. MT: 87 f.)<sup>2</sup>。この時、批判的思考には、普遍化可能性テーゼの観点から、如何なる選好にも予め道徳的な差異を措定しない、という「中立性の要求」が課されることになる (EET: 209)<sup>3</sup>。そしてこの点に基づき、選好功利主義は、「道徳的中立性」の立場を標榜する。すなわち選好功利主義では、道徳的論証の展開に際して、関係する全ての当事者の選好を、その内容に拘わらず、常に、同等に扱う——質的な差異を認めない——ことが要求されるのである (MT: 129, 144)。そして、道徳的判断の帰結に実質的方向性を与えるのは、「選好の程度あるいは強さ」 *degrees or strengths of preference* である、とされるのである (MT: 117)。

こうした主張に対しては、次のような批判の可能性が考えられる。すなわち、選好功利主義に従えば、一般に、善い選好と見なされているものにも——例えばマザー・テレサの選好——、悪しき選好と見なされているものにも——例えばサド侯爵の選好——、道徳的論証の展開に際して、質的な差異は認められない。また選好功利主義は、道徳的中立性を基盤としているため、道徳の実質的規定 *substantive property* を有していない。従って、選好功利主義に従えば、たとえ一般には良きものと見なされる選好の強度よりも、悪しきものと見なされる選好の強度が強ければ、この悪しき選好に基づく判断が、正当化されることになる。これはしかし、我々の一般的な道徳的理解と矛盾する (MT: 140 f.)。これに対してヘアーは、このような批判は、彼の選好功利主義に対する有効な反論とはならない、と主張する。何故なら、このような批判は、批判的レベルの道徳的思考に直観的視点を持ち込んでいるからである (MT: 141)。

特定の環境で成長した我々成人は、道徳に関する特定の直観的基準を既に所有している。ヘアーの用語法に従えば、我々は既に一連の一見して明白な道徳的原理を所有している。こうした観点から言えば、我々は、我々が所有している一見して明白な道徳的原理に従って、マザー・テレサの選好を善きものと直観的に判断し、サド侯爵の選好を悪しきものと直観的に判断している、と言える。そして選好功利主義は、こうした判断を退けるものではない。上述のように、ヘアーによれば、我々の道徳的思考は、直観的レベルと批判的レベルによって構成されている。そして、選好の強さを比較することに基づく道徳的論証は、直観的なレベルにおいてではなく、直観的な思考では処理できない課題を解決するための、批判的なレベルの思考によって展開されるものである。その際、批判的思考は、合

理性 rationality が課す、「論理」logic と「事実」facts に基づく条件のみに従って遂行される——そして選好の強さは、「事実」を構成する要素に他ならない (MT: 40, 101, 214 ff.)。従って、批判的なレベルの思考に、直観的な視点を持ち込むことが許される余地は、どこにもないのである。

しかし、上掲の批判は、マザー・テレサの選好を善きものと見なし、サド侯爵の選好を悪しきものと見なすという直観的な見解を、何らの論理にも、事実にも照らすことなく、批判的論証の中に持ち込んでいる。それ故、このような批判は、彼の選好功利主義に対する有効な反論とはなっていない、とされるのである (cf. MT: 140 f.)。

ヘアーによれば、同様の点は、通常は道徳的な行為にとっての重要な成立契機と見なされている、「愛情」affection や「忠誠心」loyalty のような感情に関しても指摘され得る、とされる。ヘアーは、しばしば功利主義を批判するために利用される、次のような事例を挙げている。

功利主義は、通常は特定の個人に対して我々が持つと考えられている義務や、人類一般にではなく、そうした特定の個人と我々をつないでいる愛情や忠誠心に対する結びつきに対して、何らの重みも与えることを許さない。…… [しかし] 例えば、通常、我々は、我々の配偶者や子どもに対して特別な義務を有しており、全くの他人よりも、彼らに対してより大きな愛情と忠誠心を持つべきであり、それ故、彼らの幸福を熱心に求めるべきだ、と考えられている。(MT: 135 f.)

批判の骨子は明瞭である。一般に、我々が特別な義務を負う個人や集団に対して、「愛情」や「忠誠心」の感情を持つことは、善いことだと見なされている。これに対して功利主義の理念に従えば、こうした感情を持つことの効用は、自明ではなく、またこうした感情に基づく行為は、平等の原則に反するとも考えられる。しかし我々の現実の社会で、これらの感情を持つことは、道徳的な行為の実行をうながす重要な契機であると見なされていることは事実である。このことは、功利主義の理念が、我々の現実社会における道徳観念と矛盾する、ということを示唆するものに他ならない。換言すればこのことは、功利主義は、我々の現実社会における道徳的指標として妥当なものではない、ということの意味している。

しかしヘアーによれば、こうした批判は、上述の「悪しき選好」の例と同様に、道徳的思考の直観的レベルと批判的レベルの混同に基づく不完全な見解以外の何ものでもないとされる (MT: 136)。上述のように、この批判の要点は、功利主義の理念は、現実社会の道徳観念と一致しないと見なす点にある。しかしヘアーの「二層理論」に従えば、現実の社会において受け入れられている道徳観念は、直観的レベルにおける道徳的思考が従うべき一連の「見して明白な原理」が示す一般的特性に他ならない。こうした観点から言えば、上記の批判は、その妥当性が批判的思考によって初めて基礎づけられる道徳観念を、批判的判断自体の帰結根拠にしてしまっている、という誤りを犯しているのである。

一方でヘアーによれば、自分の配偶者や子どものような、我々が特別な義務を負っている特定の個人や集団に対して、愛情や忠誠心のような感情を持つことの重要性を基礎づける根拠を、功利主義の観点から提示することは可能であるとされる。ヘアーは次のような問いを掲げている。

例えばある母親には新生児がいて、彼女の母性の感情は、この子を育てるように彼女を促すが、他人の子どもを育てるように促したり、もしくは自分の子どもと同じように、他人の子どもを育てるように彼女に働きかけたりはしないとしよう。功利主義者は、こうした偏りを非難するべきだろうか？ (MT: 136 f.)

ヘアーによれば、我々はまず、どのレベルの道徳的思考で問題が考えられようとしているのかを、明確にする必要があるとされる (MT: 136)。すると、「母親が、自分の子どもに対して特別な愛情を持つことは善いことだ」という意見が、直観的レベルの道徳的思考に基づいているということは明らかだ、とされる。何故なら、こうした意見は、それ自身において、自己の道徳的妥当性を基礎づける批判的な根拠を提示してはいないからである (MT: 137)。

しかしヘアーによれば、選好功利主義の観点から、こうした意見の重要性を基礎づける合理的な根拠を提示することは可能であるとされる。すなわちヘアーによれば、もし世の中の母親というものが、世界の全ての子どもたちを、同等に扱うようになったら、世界の子どもたちは、今現在のように世話をされ、養育され、愛されることはなくなってしまうだろう、とされる (MT: 137)。何故なら、母親が自分の子どもに特別な愛情を持つことは、遺伝子レベルで規定されている、人間の進化的事実だからだ、というのである (MT: 137)<sup>4</sup>。言い換えるなら、母親の心理というものは、自分の子どもと全く同様に、他の子どもも愛するようには、生物的に規定されていないということである。このことはまた、もし母親が、あらゆる子どもたちを、自分自身の子どもと全く同様に扱うように強制されたら、世界の子どもたちは、事実上、現在と同様の仕方で、母親から愛情を注がれなくなってしまうだろう、ということを示唆している。従ってヘアーによれば、母親が自分の子どもに対して特別な愛情を持つことは、人類の繁栄にとって本質的な役割を果たしている、という功利主義的な観点から、我々は、このような愛情の重要性を基礎づけることができる、とされるのである (MT: 137)。

さらにヘアーは、愛情や忠誠心といった感情に加えて、「快樂」 pleasure という観点から功利主義に対して向けられる批判を取り上げている。

功利主義の反対者がよく利用する事例として、「快樂機械」というものがある。……この機械は、脳に対する電気刺激などの方法によって、全く副作用や後遺症なしに、ボタンを押し続ける限り、いつまでも我々に純粋な快樂を与えるとされている。そして我々全員が、機械の管理や、電気や、食料の調達、その他の必要なことを順番で行うために必要な時間を除いて、この機械を利用して、可能な限り絶え間のない快樂を得るために、功利主義者はこの機械を大量に生産することを推奨しなければならないだろう、と想定されるのである。(MT: 143)

功利主義に対するこうした批判に対し、ヘアーはまず、彼が提唱する選好功利主義は、快樂を功利の指標とする理論ではないと主張する<sup>5</sup>。ヘアーの功利主義は、「選好」に基づく論証を基盤とするものであるということは、既に述べた通りである。従って、そのような機械がどれほど感覚的な「快

楽」をもたらそうと、そうした機械を使用すべきか否かという問いは、彼が提唱する功利主義的論証にとって、何らの困難ももたらさない、とヘアーは言うのである (MT: 143)。ヘアーによれば、彼の功利主義的立場にとって問題であるのは、そのような機械の使用を選好することが、はたして合理的なことであるか否か、という問いであるとされる。ヘアー自身は、このような機械の使用に対してどのような選好を持つかと問われれば、「正直なところ私は、(多分、しようもなく落ち込んでしまった時とか、あまりにも暗い前途に直面した時に、自殺する代わりとして) 一時的な使用のためにこういう機械が利用可能であってもよいと思っているが prefer、控えめな使用にとどめておくことができるほどに、私が強い心を持つことを望んでいる hope」と答えるだろう、としている (MT: 143)。そして、選好功利主義の観点から見て重要なのは、彼のこのような選好が、はたして合理的なものか否かを問うことだ、とヘアーは言うのである。しかし、ヘアーによれば、このような選好功利主義が要求する問いに、ここで明確な答えを見出すことは不可能であるともされる。何故なら、彼の選好における合理性を検証するためには、当初の問題設定において与えられている情報が、あまりにも不足しているからである (MT: 144)。ヘアーによれば、合理性は道徳的思考に対し、「論理」と「事実」に照らした論証を要求する、とされる (MT: 40, 101, 214 ff)。この要求に従うためには、「事実」を特定するための情報が必要である。しかし当初の問題設定では、例えば、このような機械が本当に存在し得るか否か、また存在し得ると仮定した場合、この機械は、具体的には、いったいどのような影響を我々に与えることになるのかといった、本来、こうした問題の考察にとって不可欠であると考えられる情報が、十分に与えられていない (MT: 143 f)。従ってここでは「快樂機械」の問題に確定的な回答を提示することはできないが、これは選好功利主義に理論的な難点があることを示唆するものではない、というのがこの問題に対するヘアーの見解である。

私見では、「快樂機械」に関するこのようなヘアーの論証は、一種の詭弁のように思われる。ヘアーによれば、この問題を詳細に検討し、明確な回答を提示するためには、十分な情報が問題設定において与えられていなければならないが、当該の問題設定では必要な情報が十分に与えられているとは言えず、従ってこの問題に確定的な回答を提示することはできない、とされている。しかしこの問題を設定したのは、他ならぬヘアー自身である。すなわちヘアーは、不十分な問題設定を自ら行っておきながら、問題設定に不備があるため、当該の問題に確定的な回答を与えることはできない、と主張しているのである。

しかし、このような形式的な問題以上に重要なのは、「快樂機械」に関するヘアーの議論には、彼自身の直観的で実質的な道徳観が暗に示されているという点である。上述のようにヘアーは、「快樂機械」に関する議論の中で、人生の危機ともいうべき状況で「一時的な使用のためにこういう機械が利用可能であってもよいと思っているが、控えめな使用にとどめておくことができるほどに、私が強い心を持つことを望んでいる」と言っている (MT: 143)。また別の箇所では、「こういう機械が利用できるようになった時、人々が本当にこういう機械につながれた生活を望む prefer としたら、私は驚くだろう」ともしている (MT: 144)。こうした立言には、「このような機械を使用することは、あるべき人間の生き方に反する」という彼自身の実質的な道徳観が含意されていると言ってよいだろう。



このような実質的・道徳性に依拠したヘアーの立言は、ここでのみ偶然に見られる例外的なものではなく、実質的な道徳問題に関する彼の議論では、しばしば見うけられるものである。既に別稿でも指摘したように、狂信主義に関する論述においてヘアーは、純粋な狂信主義を彼の普遍的指図主義や選好功利主義の立場から理論的に排除することはできず (cf. FR: 192; MT: 181)、彼の立場からなし得ることは、現実の世界では純粋な狂信主義は存在し得ないと主張するか (MT: 181 f.)、道徳的言語の論理性という観点からは導出し得ない「人類の望みと好み」the desires and inclinations of the human race という実質的・視点に基づいた論証を展開する以外にはない、としている (FR: 195)。ただし一方で彼は、「自分が信奉する理念のために、本当に自己自身をも犠牲にする覚悟があるような、十分に狂信的なナチ」が存在し得ることを認めており (FR: 192)、この意味で「純粋な狂信主義は現実には存在し得ない」という彼の主張は、到底、十分な説得力を持っているとは言い得ないものなのである。むしろ狂信主義に関するヘアーの議論には、「人生における重要な事柄のほとんどに関する人々の好みは、同じになる傾向がある」として (FR: 97)、「仮に我々がユダヤ人を除外した社会という理想を持っていたとしても、我々のほとんどは、こうした理想に対して、ナチスが彼らの理想を実現するために行ったような虐殺を禁じる、正常な道徳的原理を優越させるだろ」(FR: 169) という極めて素朴な直観主義的・道徳観が色濃く示されており、J. L. マッキー (John Leslie Mackie) も指摘するように、ヘアーの倫理的議論に特定の「実質的・道徳性」が含意されているということは、否みようのない事実なのである (Mackie 1977: 97)。

しかし既述のようにヘアーの倫理学は、道徳的言語や道徳的判断に認められる論理的特性と、当該の判断が要求されている状況の客観的事実のみに基づくものとして、「道徳」の記述性を否定する「道徳的中立性」を掲げるものであり、「我々のほとんど」が持つ「正常な道徳的原理」といった記述的・実質的・視点は、本来、彼の理論体系には導入が許されていないものなのである。ただし、道徳的言語の論理性に基づく道徳的論証の方法論自体は、純粋に形式的なものであり、本質的には、如何なる実質的な道徳性とも両立可能なものである。言い換えるなら、ヘアー倫理学における根本的な問題は、「道徳的中立性」の理念であり、これを放棄すれば、彼が示した倫理学理論の大半は、彼が密かに自己の論述に忍び込ませていた「実質的・道徳性」と矛盾なく機能し得るとも考えられる<sup>6</sup>。しかし、ヘアー自身によって示唆された彼の「実質的・道徳観」は、断片的なものであるばかりでなく、——「道徳的中立性」を標榜する立場からは当然のことながら——本来は厳密になされるべき基礎づけなども、一切行われてはいないのである (cf. 柴崎 2020: 241-247)。

## 2 行為の内的理由と外的理由：ウィリアムズの内在主義

ヘアー以降の現代・英米系倫理学は、J. ローレンス (John B. Rawls) の正義論や、T. M. スキャンロン (Thomas M. Scanlon) の契約論を巻き込みながら、道徳的行為の理由 reasons が持つ性質と、その究極的な根拠 grounds の探究に向かっている。代表的な論者としては、D. パーフィット (Derek Parfit)、J. H. マクダウェル (John H. McDowell)、C. M. コースガード (Christine M. Korsgaard)

らの名を挙げるができるが、議論の発端は、ウィリアムズの論文「内的理由と外的理由」Internal and External Reasons, 1979であったと言ってよいだろう<sup>7</sup>。本節では、現代の倫理的議論に関する前哨的考察として、この論文と、これに続く一連の論稿によって提唱されたウィリアムズの内在主義について、詳細な検討を行うことにしたい。

ウィリアムズは、合理的な行為には必ず理由 reason があるとし、その関係を次のように定式化している。

A の主観的動機群 (S) から A が  $\phi$  することに至る健全な熟慮のルートがある場合にのみ、A には  $\phi$  する理由がある。(Williams 2001: 91)

ここで S は、A の主観的な動機群 subjective motivational set を意味し、 $\phi$  は、何らかの具体的な行為を意味している。また、行為者の主観的な動機と実際の行為の間には、必ず「健全な熟慮のルート」sound deliberative route がなければならない、とされているところから、ここで議論の対象となっている行為は、あらゆる行為一般ではなく、「合理的な行為」と見なされ得るものであることが分かる (Williams 1979 [2001]: 79)<sup>8</sup>。なお、ウィリアムズ自身ははっきりと述べていないが、行為の合理性は、理由の合理性に基づくと考えられている、と筆者は理解している。

このように、合理的な行為の理由には、必ず行為者の「主観的な動機」が含まれるとする説を、ウィリアムズは、行為の理由に関する「内的解釈」internal interpretation と呼び (Williams 1979 [2001]: 77)、後に「内在主義」internalism とも呼んでいる (Williams 2001: 91)。また、内的解釈に基づく行為の理由は、「内的理由」internal reason と呼ばれる (Williams 1979 [2001]: 77)。これに対して、「適切な動機」appropriate motive がなくても、行為の理由は説明され得るとする立場は「外的解釈」external interpretation と呼ばれ (Williams 1979 [2001]: 77)、「外在主義」externalism とも呼ばれる (Williams 1989: 38)<sup>9</sup>。ウィリアムズは、内的解釈こそが合理的な行為の理由に関する解釈として妥当なものであり (Williams 1989: 35)、外的解釈は「はったりと脅し以上のものではない」として、外在主義を完全否定する (Williams 2001: 98, 99)。

ウィリアムズによれば、下記の4つの条件(細目を独立した条件として数えるなら5つの条件)が満たされる時、合理的行為の理由が成立するとされる。

(i) 内的理由の立言は、Sの中に適切な要素が無ければ、偽とされる。

(Williams 1979 [2001]: 78)

(ii) もし〔欲求〕Dの存在が〔Aの〕間違っただ信念に依存しているか、または、 $\phi$ することがDを充足することになるというAの信念が間違っているなら、Sの成員であるDは、Aに $\phi$ するための理由を与えない。

(Williams 1979 [2001]: 79)

(iii) a. A は、彼自身に関する内的理由の立言を間違って信じているのかもしれない。そして  
(我々は付け加えることができる)

b. A は、彼自身に関する真なる内的理由の立言を知らないのかもしれない。

(Williams 1979 [2001]: 79)

(iv) 内的理由の立言は、熟慮に基づく論証 deliberative reasoning において見出され得る。

(Williams 1979 [2001]: 80)

合理的な行為の理由には、行為者の主観的動機が不可欠である、という条件こそ、ウィリアムズが提唱する内在主義にとって、最も重要な点であるため、これを規定する (i) が最初に提示される。しかし (i) の規定には、必ずしも明確ではない点がある。それは、S における「適切な要素」とは何かという点である。これは、S の構成要素には、欲求、評価の傾向性、情緒的反応の諸様式、個人的な忠誠心、企図など、行為者が懐く様々な心理的関与の形態が含まれ得る (Williams 1979 [2001]: 81)、とされているところから、それぞれの要素の的確さを示すことが難しかったからではないかと思われる。しかし、条件 (iv) に規定されるように、行為の実行当初には S の要素の詳細が不明確であったとしても、事後的な「熟慮」によってその詳細が明確にされ、S の適切な要素が特定されれば、条件 (i) に抵触することにはならない、と解釈され得る。

上述のように S の構成要素には、行為者の様々な心理的関与の形態が含まれ得るが、議論の簡便化を図るため、ウィリアムズは、主に「欲求」(D と名づけられる) に関わる事例を取り上げて、行為の理由となる主観的動機群の役割を説明している。また、主観的動機の内容は、固定的なものではなく、行為者自身の熟慮の結果や、他者からの説得など、その他の情報によって変化し得るものであるともされている (Williams 1979 [2001]: 81, 84)。ただし、誤解や過失による行為を、「合理的な行為」の範疇から排除するために、合理的な行為の理由となる主観的動機は、必ず行為者の「真なる信念」に基づいたものでなければならないとされ、条件 (ii) が規定されている。

例えば、行為者 A がジントニックを飲みたいという欲求 D を持っているとする。A の前には、トニックウォーターの入ったボトルと、ジンが入っていると思っている瓶があるが、実際の瓶の中身はガソリンだったとしよう (cf. Williams 1979 [2001]: 78)。そして A が、ガソリンをトニックウォーターで割ったカクテルを飲んだなら (φ したなら)、彼の行為 φ は、(ii) の後半の規定により、不合理な行為として解釈される。何故なら D の内容は、「ジントニックを飲みたい」というものだったにも拘らず、瓶の中身はジンではなく、ガソリンであるため、A の行為 φ は、D を充足しないからである。

次に、A の前には美味しそうなショートケーキがあるが、そのケーキのクリームには青酸カリが混ぜられているとしよう。しかし A はそのことを知らず、そのショートケーキを見た A は、それを食べたいという欲求 D を持ったとする。A が実際にそのショートケーキを食べた (φ した) 場合、A の行為 φ はどのようなものとして解釈されるだろうか。A がもつ D の内容は、「目の前のショートケーキを食べたい」というものだったので、一見すると、φ は D を充足するように見える。しかし、

特別な事情がない限り、通常、人は青酸カリ入りのショートケーキを食べたいなどという欲求を持つことはない。それ故に A が当初持った D は、「そのショートケーキは美味しく、もちろん健康を害するようなものではない」という「間違っただ信念」(iii a) に依存していることになる。従って、(ii) の前半の規定から、この場合の D は、A に  $\phi$  するための合理的な理由を与えないと解釈される。

それでは、A には特別な事情があり、A は、自殺したいという願望を持っていたとしよう。今、A の前には青酸カリの入った瓶と、水の入ったコップがあり、A は「コップの水に青酸カリを溶かして、それを飲みたい」という欲求 D を持っているとする。そして A が実際に、青酸カリの入ったコップの水を飲んだ ( $\phi$  した) 場合、A の行為と、その理由はどのように解釈されるのだろうか。

ここで重要な役割を果たすのが、(iv) に規定される「熟慮に基づく論証」deliberative reasoning である。内在主義の定式では、「健全な熟慮」という表現も使用されている。ウィリアムズによれば、「健全な熟慮」とは、「合理性」rationality と「想像力」imagination に基づく思考であり、思考の合理性は、「知識」knowledge と「経験」experience と「知性」intelligence を必須の構成契機とする、とされている (cf. Williams 1989: 38)。

ここで A が持つ「青酸カリの入ったコップの水を飲みたい」という欲求 D は、A の真なる信念に基づいたものなので、(ii) の条件は満たされている。しかし A は、(iii a) に言われるように「彼自身に関する内的理由の立言を間違っただ信じているのかもしれない」。しかし、「熟慮に基づく論証」の結果、A の内的理由の立言が、A の真なる信念に基づくものであることが分かれば、A の行為は合理的な理由に基づくものであると解釈されることになる。

そこで、この事例を構成する記述的諸要素をもう一度振り返ってみると、今問題にしている D は、A の「自殺したい」という、さらに深層の欲求 D' に基づいたものであったという点が注目される。ここで A は、中学生で、長い間、学校で「いじめ」にあっていたとしよう。彼には知的障害も精神疾患もないが、彼の知識、経験、知性、想像力の能力は必要最低限のものだとする——何故ならここでは、可能な状況が一つ想定され得さえすればよいからである——。彼の家は下町のメッキ工場で——だから彼は青酸カリを手に入れられたのだが——、母親はずっと以前に病気で亡くなり、父親も経営の苦しい工場の仕事と金策で忙しく、家には彼の抱えている問題を相談できるような人がいなかったとする。さらに教師たちは A に対する「いじめ」に気づいていたが、気づかぬふりを装い、意識的に彼に関わらぬよう行動していたとする。このような状況に長い間置かれていた A は、「いじめから解放されたい」というより深層の強い欲求 D'' を持ったのだった。D'' は A の真なる信念に基づいた欲求なので、D'' に誤謬の余地はない。A は、D'' を充足するための方法(手段)を熟考した。もちろん「自殺」以外の方法によって、A が D'' を充足できるような状況を想定することは可能である。しかし、A が熟慮に熟慮を重ねても、彼には「自殺」以外に D'' を充足できる方法が見つけれなかった、という状況を想定することは不可能だろうか。ここで重要なことは、彼にとっては「自殺」以外に D'' を充足できる方法が見つからない状況を想定することが、絶対に不可能なのか、ということである。筆者は、そのような状況を想定することは可能だと考えている。この場合、A の「自殺したい」という欲求 D' は、彼の真なる信念と熟慮に基づいた欲求であるということになる。

従って D' は、(i) から (iv) のいずれの条件も満たすことになり、D' の充足を実現することになる行為  $\phi$  の実行に直接つながる欲求 D も、この場合、A の真なる信念と熟慮に基づいた欲求であると認められ得るだろう。こうして、「青酸カリの入ったコップの水を飲む」という A の行為  $\phi$  は、適切な内的理由を持つ合理的な行為であると見なされることになる。

このような結論に対して、自殺を禁止する特定の宗教的、あるいは道徳的観点から批判を加えることには、意味がない。何故ならここに示した事例は、行為者の外部から宗教的・道徳的影響が与えられたり、行為者の内心に宗教的・道徳的理念が所有されていたりする状況を、排除しているわけではないからである (cf. Williams 2001: 92)。この事例では、このような外的影響や内的傾倒が働いた場合、熟慮の過程で、行為者の主観的動機の内容が変化することは、認められているのである。この事例は、たった一つでも、行為者の主観的動機が、自殺を禁止するような生き方に向くことができないような状況を想定し、その場合に、A の行為はどのように解釈され得るかを示しているに過ぎないのである。

次に、A が、都会の道端で苦しんでいる人を偶然目にし、その人を助けるために、その人に歩み寄って声をかけた ( $\phi$  した)、とする事例を考えてみよう。この時の彼の主観的動機は、「その人を助きたい」という欲求 D だと言えよう。しかし我々は、「何故 A はその欲求 D を持ったのか」とさらに問うことができる。「困っている人には助けの手を差し伸べる」ことを勧めるような特定の宗教的理念や道徳律を、A が予め明確に信奉していたとすれば、A の欲求 D は、A が所有している、彼にとってより根本的な主観的動機の要素——この場合は、特定の信仰や倫理観——に基づくものと解釈され、D は熟慮に基づく論証をへるまでもなく——熟慮に基づく論証を展開しても明確な内的理由は見出されるので、(iv) に反するわけではない——、A に  $\phi$  する内的理由を与えていると言える。——ただし、特に信仰の対象である宗教的理念は、多くの場合、信仰者自身の内的要素に成立契機を持つものではなく、何らかの「外在的事実」に基づいて与えられるものである。このような問題を考慮に入れると、「行為の理由」は、純粋な内在的視点からのみ捉えることが難しくなる。この問題に関しては、道徳的規範性の由来を尋ねる観点から、後に改めて取り上げることにする。

それでは、A が欲求 D の背景となるような明確な主観的動機の要素を持っていなかったとしたらどうだろうか。すなわち、A は、言わば反射的に  $\phi$  をしたのである。A がいかに熟慮を重ねても、D の背景となる合理的な理由が見出されなければ、条件 (i) を満たしていないと考えられるところから、この場合の A の行為  $\phi$  は、合理的な理由を持たないものと解釈されることになるだろう。

しかし同様に、 $\phi$  の実行当初には、A にとって D の背景となる理由が明らかではなかったとしても、熟慮の結果、例えば、A がこれまでの社会生活によって、ヘアーが言うような一見して明白な道徳的原理を身につけていたからである、ことが明らかになった場合には、S の内容が特定されたと見なされて、A の行為  $\phi$  は、合理的な内的理由に基づくものであると解釈されることになる。——ただしこの場合、一見して明白な道徳的原理は、A 自身によって形成されたものではない場合が多く、また、こうした原理の習得についても、A 自身の意志に基づいたものではない場合が多いため、内在主義の解釈は A の行為の理由を十分に捉えていると言い得るのか、という批判が加えられる可

能性がある。マクダウェルの批判は、正にこの点を問うものだが (McDowell 1995)、この問題についても後に改めて扱うことにする。

しかし、同じく一見して明白な原理に直観的に従った場合にも、A は本来「面倒なことは出来るだけ避けたい」と常々思っていた人間で、苦しんでいる人に声はかけてしまったものの、「矢張り、立ち去ろうか」という思いがよぎったのだが、周囲の目もあり、既に立ち去るわけにもいかず、A はそのまま救護活動にあたらざるを得なかった場合はどうだろうか。この場合は言うまでもなく、A の S には行為  $\phi$  の合理的な理由となる適切な要素があるとは見なし得ないので、A の行為  $\phi$  は不合理な行為であるということになるだろう<sup>10</sup>。

ところが、A がその場所に通らなかった時、周囲には幾人もの人がいて、その中に B がいたとする。B は、目前に苦しんでいる人がいることに気づいていたが、日頃から、「他人のことなど、どうでもよい」と考えていて、「面倒なことには関わりたくない」と思っていたので、彼は、そのような人がいることに気づかなかったふりをして、その場を通り過ぎたのだった。——これは、電車の中などで、老人や、どこか具合の悪そうな人が自分の目前にいても、スマートフォンなどに気を取られているふりをして、気づかぬふうを装っているのと、同じタイプの行為であり、現代の日本では、男女を問わず、こうした行為を見かけることは、決して珍しいことではない。

この場合、どの時点の B の行為を問題とするかで、分析の行程は多少変わることになるが、ここでは B が「気づかないふり」をしたことを  $\phi$  として、その理由を考えてみたい。B による  $\phi$  の根拠となった S の要素が、「他人のことなどどうでもよい」という信条であろうと、「面倒なことには関わりたくない」という思いであろうと、B がそれを明確に自覚していれば、それらは (i) から (iii) の条件を満たすことになるだろう。そして条件 (iv) の「熟慮に基づく論証」だが、この点も B の信条が確固としたもので、例えばヘアーの普遍化可能性テーゼに基づく論証にも揺るがぬようなものであれば、B の「気づかないふりをする」という行為  $\phi$  は、B の適切な S に基づいた合理的な行為であると解釈されることになる。

心中では「したくない」という欲求をもちながら、結果的に救護活動をしている場合の A の行為は、不合理な行為であると見なされ、「他人のことなどどうでもよい」という信条に基づいて、苦しむ人に対して「気づかないふりをする」という行為が、合理的な行為であると見なされることに、違和感を持つ人がいるかもしれない。しかし、この A と B の置かれた状況が、120 年前のドイツのある都市で、苦しんでいるのは、川で溺れて死にそうになっている子どもころのヒットラーだった、としたらどうだろうか (cf. Willis 2012)<sup>11</sup>。これを聞いて先ほどの違和感が揺らいだ人がいても、少しもおかしなことではないだろう。いわゆる「道徳的直観」というものは、これほどに信頼性のないものなのである。

以上のような合理的な行為の理由に関するウィリアムズの内在主義的理論は、基本的に、行為とその理由の性質を考える上で、有用な視点を提供していると筆者は考えている。またそれ故に、この理論は発表されるや、外在主義の立場を採る論者たちのみならず、類似した内在主義の論者たちの間にも多くの議論を巻き起こすことにもなったのだった。その中で、特に道徳的行為との関係で、筆者が

着目したいのは、マクダウェルやハンプトン (Jean E. Hampton) らによって指摘された、「規範性」normativity に関する問題である (cf. McDowell 1995: 70 f., 82; Hampton 1998: 75-78; 銭谷 2013: 7 f.)。

ウィリアムズの理論では、上述のように、動機群 S から実際の行為に至る過程で、「健全な熟慮」に基づくルートの存在が重視される。何故なら、彼の理論において考察の対象とされているものは、あらゆる行為一般ではなく、合理的な行為と、その理由だからである。そして、ここに言われる「健全な熟慮」とは、具体的には、行為者のおかれた状況及び自己自身に関する事実についての正しい信念 belief と (ii)、そうした信念と行為者が持つ動機とを構成契機とする的確な実践的論証 practical reasoning によって展開される (iv)、合理的な思考の過程に他ならない。しかし、彼の議論ではその詳細がほとんど示されていないが、信念の「正しさ」と論証の「的確さ」は、何によって測られるのだろうか。さらに、このような熟慮の要請根拠は、何に基づくのだろうか。これらは全て、「合理性の規範」に基づいていると考えられる。そして、こうした規範性の根拠を徹底した内在主義の観点から求めれば、ヘーゲルに代表されるような観念論にならざるを得ないと思われるが、ウィリアムズの求める方向性が、ヘーゲル的な観念論に向いているとは考えられない。従って、ここで彼が採り得る現実的な方向性としては、マクダウェルやハンプトンが指摘するように、規範性の根拠を、行為者の内部にではなく、「外部」に求める以外にはないのではないだろうか<sup>12</sup>。

またこの点は、「道徳的な行為の理由」に関する考察においても、極めて重要な意味を持っている。ウィリアムズによって示された、行為とその理由の関係に関する図式が、基本的には正しいものだとすれば、合理的な行為の成立に、「健全な熟慮のルート」が求められたように、道徳的な行為の成立には、「健全な道徳的熟慮のルート」が求められることになる。従って、健全な熟慮のルートで「合理性の規範」が必要とされたように、健全な道徳的熟慮のルートでは、「合理性の規範」に加え、「道徳性の規範」も必要とされることになるだろう。

道徳的原理に関するヘアーの議論では、一見して明白な道徳的原理の形成過程が明確に示されていなかったが、道徳的な規範性の問題を考える場合には、実はこの点に注目することが極めて重要な意味をもつと言える。ヘアーが素描的な形で示した一見して明白な道徳的原理の形成契機は、次のようなものであった。すなわち、「一見して明白な原理には、あらゆる人に共通する原理、特定の役割を担っている人々に共通する原理、個人に特有な原理、といった少なくとも三つの下位レベルがある」とされ (MT: 203)、殺人や盗みなどを禁止するような「あらゆる人に共通する原理」は、人類の歴史とともに社会的に形成され (cf. MT: 59, 90)、医師や技術者などの「特定の役割を担っている人々に共通する原理」は、それら特定の人々の集団における批判的思考によって形成され (cf. MT: 175)、さらに「個人」に特有な原理は、各個人が属する社会や集団の批判的思考によって形成されたり、親から与えられたり、自己自身の批判的思考によって形成されたりする (cf. MT: 193 ff.)、とされていた。このようにして形成された一見して明白な道徳的原理は、いずれにしても一定の道徳的規範性を持つ。従って、行為者が、こうした一見して明白な道徳的原理に従って行為した場合、彼の行為の理由には、当然のことながら、彼が従った一見して明白な道徳的原理の規範性が含まれることになる。そして、この一見して明白な道徳的原理が、彼自身の批判的思考によって直接構成されたものではない

い場合には——直接構成された場合にも、おそらく同様に——、この原理が持つ規範性の由来は、その行為者以外に求めざるを得ないだろう。それ故、少なくとも、このような行為の理由を考える場合には、すべての要素を行為者の内部に限定することは不可能なのである。

それでは、このような規範性の由来を、我々はどこに求めたらよいのだろうか。道徳的規範性の源泉を、明確な形で、我々の主観性の「外部」に求める理論として、現代の倫理的議論において最も注目されているものの一つに、D. パーフィットの理論を挙げることができる。しかしパーフィットによる道徳的規範性の外在的実在性に関する議論の検証には、独立した別稿がふさわしい。そこで本稿では小論を閉じるにあたって、規範性に関するウィリアムズの見解について、私見を示しておくことにしたい。

ウィリアムズの理論を、無批判に「規範性」の観点から解釈しようとする論者がいるが、これは正鵠を射た見方とは言えない<sup>13</sup>。以下に示すように、ウィリアムズは、彼の内在主義的理論にとって、「規範」の概念は、矛盾するものではないが、必要なものでもないと考えている、と思われる。これに対して外在主義的理論は、「規範」の概念を必要不可欠なものとして要求する。従って、「規範性」の観点からウィリアムズの理論を解釈することは、当の理論にとって不必要な概念を用いて解釈することになると共に、最も重要な外在主義との本質的な差異も見失うことになりかねないのである。

1979年に発表されたウィリアムズ自身の原著を見れば明らかのように、そもそも彼の論稿自体に、「規範」normの概念を用いた論述は見出されない。ただし、この論文の発表後に、行為の理由には外在主義の観点から解釈できるものが存在する、と主張する批判が多く寄せられたところから、この批判に応えるウィリアムズの議論に、「規範」に関する言及が散見されるようになる (cf. Williams 1989: 36)。

私見では、「行為の理由」との関連で見ると、「規範」の概念には、少なくとも二つの異なった働きが見出し得る。一つは、基準となる「正しさの提示」であり、もう一つは、行為を励起する「指図性 prescriptivity の効果」である。内在主義的理論を提唱するウィリアムズの議論には、当初から実質的に、この二つの要点が含意されている。このことが、彼の最初の論文において、「規範」の概念がことさらに言及されなかった理由であると考えられる。

「行為の理由」に関する彼の理論において考察の対象となっている行為は、行為一般ではなく、「合理的な行為」に限定されている。そして、行為の「合理性」は、行為者のおかれた状況と自己自身に関する事実についての正しい信念と (ii)、そうした信念と行為者の動機とを構成契機として展開される確実な実践的論証によって確保される (iv)。言い換えるなら、ウィリアムズの議論では、当初から、信念と論証の「正しさ」を要求する合理性の観点が示されているのである (Williams 1989: 36)。それ故彼の議論には、合理的な行為と、その理由との関係を論じるにあたって、「規範」の概念を導入する必要がなかったのである。また、合理性の観点から要求される「正しさ」は、「規範」の概念とも矛盾なく両立可能である。従って、この概念が議論に導入されてから後も、彼は、彼の内在主義的理論に修正を加える必要がなかったのである。——ただし、ウィリアムズの理論では「合理性の規範」そのものの源泉を明確に示し得ない、という根本的な問題があることは、既に指摘した通りで



ある。

さらに、彼の内在主義的理論は、行為の成立契機を、行為者の「動機」に基づいて説明しようとするものであったという点も、彼が「規範」の概念を導入する必要がなかった理由として挙げることができる。「動機」には、元来、行為を励起する指図性が含まれている。従って彼の理論では、行為の成立契機としての指図性の由来を、ことさら尋ねる必要がないのである。

これに対して行為の理由を、外在主義の観点から説明しようとする立場にとっては、「規範性」の概念を導入することが、必要不可欠な課題となる。外在主義的理論は、行為者の主観性の外部から与えられる情報に基づく直接的な結果として、または、そのような情報に関する合理的な熟慮の結果として、行為者の主観的動機を介さずに、行為が成立する場合がある、と主張する理論である (Williams 1989: 35)。外在主義の理論にとって、ここで最も問題となるのが、行為を励起する指図性の源泉である (Williams 1979 [2001]: 85)。外在主義は、行為者の主観的動機を前提としないため、この源泉を行為者の動機に求めることができない。そこで外在主義は、外在的情報に「規範性」を認めることによって、この規範性に行為を励起する指図性の源泉を求めようとするのである。これが、外在主義の理論において「規範性」の概念が重視される、根本的な理由である。

ウィリアムズは、このような外在主義の理論を全く合理的な根拠のないものとして完全否定する (Williams 2001: 98, 99)。ただし既に指摘したように、「正しさ」の提示としての規範性の源泉に目を向けると、ウィリアムズの内在主義では説明しきれない問題が存在することも事実である。こうした内在主義の根本的な問題点を的確に把握するためにも、ウィリアムズの内在主義を、当初から「規範性」というレンズを通して解釈しようとする見方は、適切なものではないのである。

本稿は、「道徳的中立性」を根本理念とするヘアー倫理学の検証から出発した。実質的道徳問題を解決するためには、「実質的道徳性」を理論に導入する必要があるが、実質的道徳性の導入は、道徳的中立性と矛盾する。しかし、実質的道徳問題に関するヘアーの議論には、彼が密かに特定の実質的道徳性を自己の理論体系に忍び込ませている痕跡が認められ、本来なされるべき基礎づけなどは、——「道徳的中立性」を標榜する立場からは当然のこととも言えるが——全く行われていないことが改めて確認された。

次に、行為の理由に関するウィリアムズの内在主義的理論の検証を行った。その結果、内在主義には「規範」の源泉を明示できないという本質的な問題のあることが明らかになった。このことは、少なくともウィリアムズ的内在主義の視点からは、「道徳的規範」がもつ実質的道徳性の源泉を示し得ないということを示唆している。実質的道徳性の源泉を、我々は一体、どこに求めたらよいのだろうか。一つの可能性は、パーフィットに代表される外在主義が主張するような「外在的事実」に求める方向性だが、これについては稿を改めて検討することにした。

## 謝 辞

本研究は明治大学人文科学研究所個人研究第2種 (2019-2020) 及び科研費 20K00016 の助成を受けた成果の一部である。

## 注

- 1 パーフィットは、自らの立場を「外在主義」Externalism と称することもあるが (OWM II: 269 ff.)、「行為の理由は、〔行為者の〕欲求と目的 desires and aims の対象 objects に関する事実 facts によって与えられる」(OWM I: 45) とする観点から、より正確には自身の立場を「対象主義」Objectivism と呼んでいる。
- 2 ヘアーの指図性テーゼに関しては柴崎 1996 を、普遍化可能性テーゼに関しては柴崎 1997 を参照のこと。
- 3 ヘアーは、道徳判断の普遍化可能性テーゼに基づき、判断者には「道徳的中立性」が要求される、と主張するが、私見では、この主張は妥当性を欠いていると思われる。確かに普遍化可能性テーゼは、判断の実質的内容に拘わらず——この点こそが、ヘアーが普遍化可能性テーゼに基づいて「道徳的中立性」を主張する根拠となっている——判断者に対して、当該の判断を下した状況と本質的な点において同等であると見なされ得る全ての状況において、同一の判断に与することを要求する。しかし普遍化可能性テーゼは、判断者に対して、「道徳的中立性」を要求し得るものではない。何故なら、仮にその判断者が予め「特定の実質的道徳性」に与していても、普遍化可能性テーゼの観点から言えることは、当該の実質的道徳性に基づいた判断を下すなら、その判断を下した状況と本質的な点において同等であると見なされ得る全ての状況において、同一の実質的道徳性に基づいた判断に与しなければならない、ということだけだからであり、その実質的道徳性を捨てて、「道徳的中立性」の立場を採ることを、普遍化可能性テーゼの観点から、判断者に要求することはできないからである。
- 4 ただしこの点に関する詳細な生物学的論証は示されていない。
- 5 選好の充足は、喜びを必然的に伴うが故に、「快楽功利主義」と「選好功利主義」との間に実質的な差異はない、という反論が寄せられるかもしれない。しかし、こうした批判は、ヘアーの選好功利主義において説かれる選好は、個人の直観や恣意に基づくものではなく、道徳的判断の普遍化可能性テーゼと指図性テーゼという、論理的手順に従った批判的思考の結果として措定されるものである、という点を忘れてはならない。批判的思考に基づく道徳的論証の結果としてもたらされる選好の充足は、必ずしも感覚的な喜びを伴うものではなく、直観的には苦痛を伴う場合もあり得る。『自由と理性』においてヘアーが取り上げているコーラスグループの例で考えてみよう (FR: 121)。
- 私は、ジョーンズをグループから除外したいという選好を有していると仮定する。しかし私は、ヘアーの提唱する功利主義的な論証の結果、ジョーンズは、グループに残るべきだという、より強い新しい選好を持つことになった。選好功利主義の理念に従えば、私は、この新しい選好に従って、私の道徳的判断を帰結するべきであるということになる。この判断はしかし、必ずしも私にとって、文字通りの喜びを伴うものではないだろう。何故なら、私は、確かに批判的思考の結果、ジョーンズはグループに残るべきだとする判断を帰結しているが、心理的には今なお、彼とは一緒にコーラスの活動をしたくない、という感情を持っているからである。この事例は、明らかに、選好功利主義の理念に従った理性的な論証に基づく選好の充足が、必ずしも「喜び」を伴うものではない場合があり得る、ということを示している。
- 6 上記の注3でも指摘したように、「道徳的中立性」と「道徳判断の普遍化可能性」は、それぞれ異なった性質であり、普遍化可能性テーゼから道徳的中立性の定立根拠を導出することはできない。しかし、だからこそ、特定の実質的道徳性と普遍化可能性テーゼは両立可能なのである。
- 7 この論文は最初、Harrison 1979 に収録され、その後、Williams 1981 及び Williams 2001 に収録されている。この間に、ウィリアムズの理論をめぐって多くの議論が展開された結果、そうした議論を反映して、各版には若干の修正が加えられている。本稿では、基本的に、事実上の最終稿と見なし得る 2001 年版を Williams 1979 [2001] と表記の上、この論文の引用元として使用する。
- 8 Williams 1979 [2001] では、“action rationally”、“agent’s rationality”、“ $\phi$ -ing is rationally related to D”などの表現は使用されているが、“rational action”という表現は使用されていない。しかし議論の内容から、彼が考察の対象としている行為が、いわゆる「合理的な行為」であることは明らかである。
- 9 本稿ではウィリアムズ自身の用語法に従い、行為の理由を、行為者の「主観的な動機群」と「正しい信念」及び「健全な熟慮」によってのみ解釈しようとする立場を「内在主義」internalism と呼び (Williams 2001: 91)、この解釈に依らない解釈の立場——典型的には、行為者の「主観的な動機群」の役割がなくても行為の理由を説明できるとする立場 (Williams 1989: 35) ——を「外在主義」externalism と呼ぶ (Williams 1989: 38 f.)。
- なお、天野 (2010: 45) は、ウィリアムズの「行為の理由」に関する理論についての議論において、「内的解釈

- ／外的解釈」と「内在主義／外在主義」を明確に区別するべきであると提案しているが、少なくともウィリアムズ自身の用語法に則して言えば、このような区別を支持する根拠は見当たらない。天野は「内在主義／外在主義」を、「とりわけ道徳的な動機付けを主題的に扱う議論である」としているが（2010: 45）、ウィリアムズ自身が、1979年の論文で「行為の理由」の「内的解釈」と呼んでいた見解を、後の論稿 *Postscript: Some Further Notes on Internal and External Reasons* (Williams 2001: 91-97) において「内在主義」internalism と呼んでおり、ここでの議論は「道徳的な動機付け」に限定されてはいない (Williams 2001: 91)。
- 10 この分析は、道徳的行為の意味を考える場合に興味深い問題を提起している。A の行為  $\phi$  は、彼の S の内容がどのようなものであろうと、他者の救護活動を行っていることに変わりはない。従って、行為の結果を重視する伝統的な功利主義の視点から見ると、積極的に評価されるべき道徳的行為であるということになる。しかし、行為者の意志の内容を重視するカント主義は言うに及ばず、選好の充足を功利と考えるヘアーの選好功利主義の視点から見ると、A の選好は満たされているとは言えないので、この場合の A の行為は、自己欺瞞に満ちた行為であるということになる。ただしヘアーの理論では、最終的に行為の内的理由となった S の内容が、S の他の要素に対して優越させられたと解釈されるなら、この場合には A の行為  $\phi$  は道徳的行為であると見なされることになる。なお、道徳的判断／行為と「優越性」に関するヘアーの見解に関しては、柴崎 2020 を参照のこと。
- 11 Willis 2012 は、ヒトラーが4歳の時にパッサウの川で溺れそうになった際、そこに居合わせた神父によって救助されたことを報じている。
- 12 ただし管見の限り、McDowell 1995 は、“normativity”という概念を明示的に使用していない。また、マクダウェルとハンプトンでは、規範性の根拠となる「外部」に関する理解が異なっている。ハンプトンの言う「内部」は、ウィリアムズと同様に、行為者の心理的状态を意味し、「外部」はこうした心理的状态を除く事物一般を意味していると思われる。従って、この意味での「外部」には、厳密には行為者の肉体も含まれるが、Hampton 1998 が主に想定しているものは、行為者が置かれている物理的・客体的状況や、そうした状況を構成する客体的事物である。これに対してマクダウェルの場合は、「外部」が、言わば二つの意味で区別されている。ただしマクダウェルの「外部」に関する用語法は、個々の著作物やそれぞれの時期によって一様ではない。それ故ここでは、McDowell 1994 の用語法に基づいて、二つの「外部」に関する彼の見解を素描するなら、一つは、ウィリアムズやハンプトンが想定している「外部」に相当する物理的・客体的事物の世界であり、これは「脱呪術化された自然」disenchanted nature と名づけられる (McDowell 1994, 84)。もう一つは、言わば行為者の意識において区別される「主観と客観」における「客観」であり、脱呪術化された自然に開かれた「経験」の領域である。彼はこの領域を、「第二の自然」second nature と名付けている (McDowell 1994, 84)。そして道徳的価値は、この第二の自然の世界に実在するとされるのである (cf. McDowell 1981: 216)。従ってマクダウェルの理論における「規範性」は、この「第二の自然」の世界に存在根拠を持つことになる。しかしハンプトンの言う「外部」は、マクダウェルの「脱呪術化された自然」の世界に相当するものであり、マクダウェルの考える「第二の自然」は、言わば行為者の内在的客観の世界であるため、規範性の源泉としての「外部」の意味は、両者において異なっていると考えられる。
- 13 鶴田 (2003: 75) は、「通常、動機づけの議論は規範的理由についてなされているものであり、以下『理由』という語は規範的理由を指す」として、詳細な検討をへることなく、ウィリアムズの論じる「行為の理由」を「規範的理由」とみなす観点からウィリアムズの内在主義に関する考察を進めている。

#### 参考文献

##### A. 略記

EET: Hare, R. M., *Essays in Ethical Theory*, Oxford University Press 1989.

FR: Hare, R. M., *Freedom and Reason*, Oxford University Press 1963 (pbk. 1965)

MT: Hare, R. M., *Moral Thinking: Its Levels, Method, and Point*, Oxford University Press 1981.

OWM: Parfit, D., *On What Matters*, Oxford University Press, 2011-2017.

## B. 参考文献

- Hampton, Jean E. (1998): *The Authority of Reason*, Cambridge UP.
- Mackie, John L. (1977): *Ethics: Inventing Right and Wrong*, Penguin Books, 1990.
- McDowell, John H. (1981): Non-cognitivism and Rule-following, S. Holtzman & Christopher M. Leich (eds.), *Wittgenstein: To Follow A Rule*. Routledge, 141-162.
- (1994): *Mind and World: With a New Introduction*, Harvard UP, 5<sup>th</sup> printing 2000.
- (1995): Might There Be External Reasons? *Mind, Value, and Reality*, Harvard UP, 68-85.
- Harrison, Ross (1979): *Rational Action: Studies in Philosophy and Social Science*, Cambridge UP.
- Williams, Bernard (1979): Internal and External Reasons, in Harrison 1979, 101-113.
- (1979 [2001]): Internal and External Reasons, in Williams 2001, 77-89.
- (1981): *Moral Luck*, Cambridge UP.
- (1989): Internal Reasons and the Obscurity of Blame, *Making Sense of Humanity and Other Philosophical Papers 1982-1993*, Cambridge UP, 1995.
- (2001): *Varieties of Practical Reasoning*, Elijah Millgram (ed.), MIT Press.
- Willis, Amy (2012): Adolf Hitler 'nearly drowned as a child', *The Telegraph*, 06 Jan 2012, <https://www.telegraph.co.uk/history/world-war-two/8996576/Adolf-Hitler-nearly-drowned-as-a-child.html> (2018年6月18日閲覧)
- 天野 真将 (2010): バーナード・ウィリアムズにおける行為の理由への社会的アプローチ、関西学院大学『関西学院哲学研究年報』第44巻、37-66.
- 柴崎 文一 (1996): 前期 R. M. ヘアー道徳哲学に於ける〈価値判断の指図的特性〉に関する理論の基礎的研究、曹洞宗宗務庁『曹洞宗研究員研究紀要』第27号、1-21.
- (1997): 価値判断の〈普遍化可能性〉: R. M. ヘアー〈普遍化可能性〉テーゼに関する批判的考察、日本倫理学会『倫理学年報』第46集、173-185.
- (2020): 狂信主義と無道徳主義: R. M. ヘアー選好功利主義の批判的検討、明治大学『人文科学研究所紀要』第86号、229-253.
- 銭谷 秋生 (2013): 内的理由と外的理由: 再考、秋田大学教育推進総合センター『秋田大学教養基礎教育研究年報』15号、1-9.
- 鶴田 尚美 (2003): 行為の理由の内的解釈について——ウィリアムズの議論を中心に——、日本イギリス哲学会『イギリス哲学研究』第26号、73-85.